

秘密指定解除
公文書監理室

好尾 淳也
島 政路 淳也

秘
無 期 限

49. 2. 22

非公式 答

—秘— 4

次のとおり。

日本側： 本回答の最大の理由は法律問題であり、

韓国側新提案 ~~案~~ に対し全面的に問題点を洗

い直して検討努力した結果である。

韓国側： 乍らに言って、本回答には非常なショックを

受けた。64年頃 ^{野田} 北東アジア課長と在京韓国

大使館コウ課長の間で、~~案~~ 又66年頃 駐韓

国日本大使館島本一等書記官と ^崔 東北ア州

課長の間で本問題の折衝が行われた。時に

は、韓国出身者の遺骨を韓国へ一括返還する、

と ^案

日本側に異存は

ないとのだと聞いている。

現に 本日(22日)

韓国では 本問題の経費として 3000万ウォンを予
備費から支出する件が閣議決定され 議会に
提案されていると云うのである。かかる状況における
本回答は極めて「アプロシブ」で、本国において重
大な結果をもたらすであろう。

日： 韓国側のショックは理解できない。以前に返還
交渉の過程で、今のような案が試案として話し
合われ、向題解決のための一つの idea として
検討されたことはあるが、^{当方の}記録の調査結果から
も 当時の関係者の記憶からと、~~韓国側~~ 韓国側
出身者の遺骨を韓国へ一括返還するという方式

を日本側から正式提案した事実はない。



日： 遺族主義は、^{この場合} 国と国との関係がなく、国と個人

との関係になるから、^{たゞ之として} 国と国で言ふことが出来ぬ



現在までに遺族の意見は

進んでゐるが、いかにすれば可故か、民法1777
条の親族の範囲は ~~相当数~~ ^{相当数} 判明可なり。

韓： 遺族からの引取り ~~申請~~ はかなり出ている。しかし

一括返還のあと、処置は韓国の問題である。

個別返還のケースである場合、すべてがおさまると

これは韓国民の希望するところではない。(やせ色

をたして) 日本が韓国人の遺族の審査をするこ

とは理解にくくして。 第1回と第3回の日韓

関係会議では本問題の早期解決について話

し合っている。しかし第3回で合意された日本側の

云う従来の方式は ~~韓国とは~~ 緊急用 特例用と考えている。

日： 日本側の方式についてどのように考えているか

韓： 韓国民の戦前の古傷にその程度触れる、要

領は法律上の理由があるにせよ、日本がこれに

こたえるのは理解できない。

日： 基本的には戦後処理の案件は、特に遺骨内

題は早く決まらねえ。

白
下

日本側は

法律上遺族主義を主張しているが、外国人の遺骨
でしかと戦争に関わる特殊な状況があるで、普
通の国内向題とことなり必ずしも遺族主義を
適用することはないのであるが、現に48年には
6000柱を一括返還した実績があるではないか。

日：GHQ時代の事実関係はよく承知しているが、
その例は現在には当てはまらないと思う。

韓

日：うけられたい。法律向題は国と国との向題で

なく、日本政府と遺族の問題となったから韓国政府を信用することは別である。

韓： 3000万ウオンの予算措置を進めていることから、即

承知のとおり、韓国の本国では官民を向煙ぬす

本回答は予想し得ない状況にあり、本回答の報

告がストレートになされた場合、韓日関係に重

大な影響が予想されるので、日本側において再

検討が必要だ。

日： 再検討になると、何等か韓国サイドのラインで

考えなおすことを意味すると思うが、日本では十分

に検討しつくされたことがあり、歩み寄った案の出

る可能性は無いので、再検討を約束することはか

えって弊害を生むことになると思う。^{単に}過去の事

果を調べなおすことであれば考慮はよい。

韓： 貴方は基本的には韓日関係が悪化しない
ことを望んでおり、この意味で一括返還が何故
できないのか

日：

48年の6000柱の件は調

査してみたが、現在の法的関係に影響しないであ

ろう。日本としてはこの回答を本国に伝えてい

たが、日本側の知っている基本的事項を理解し

てもらいたい。韓国側の受け入れるとすると必ず

再び新提案がなされる場合は、その時点でこれ

を検討する用意はある。いずれにしても3月10日

の返還日程は実現できると考える。

韓： この回答は、日本側と極度に検討して

来た結果であることは認めるが、一方一部事実認

秘密指定解除

公文書監理室

—秘—

13

識の差異がうかがわれるので、又交渉の雰囲気
を和らげることも大切であるから、この際「過去の
経緯を再調査して、来週の水曜日(22日)に
話し合う」ことを約束したい。

日：約束する。